

千葉県医師修学資金貸付条例

平成二十年十月二十一日

条例第四十五号

改正 平成二一年 三月 六日条例第一八号 平成二二年 三月二六日条例第一三号
平成二六年 三月二五日条例第一九号 平成二七年 三月二〇日条例第三一号
平成二八年 三月二五日条例第一九号

千葉県医師修学資金貸付条例

（目的）

第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程（同法第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程を除く。以下同じ。）に在学している者に対し、予算の範囲内で大学における修学に要する資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、県内において医師の業務に従事しようとする者を確保し、もって本県における安定的な医療の提供体制の整備を図ることを目的とする。

一部改正〔平成二二年条例一三号〕

（貸付けの対象）

第二条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める修学資金を貸し付けることができる。

- 一 大学（県外に所在する大学にあっては、知事が定めるものに限る。）において医学を履修する課程に在学している者であって、将来県内の病院（医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするもの 長期支援コース修学資金
- 二 県外に所在する大学において医学を履修する課程に在学している者（県内に住所を有する者その他規則で定める者に限る。）であって、将来県内の病院又は診療所において医師の業務に従事しようとするもの ふるさと医師支援コース修学資金
- 三 長期支援コース修学資金の貸付けを受けている者（大学（県外に所在する大学にあっては、知事が定めるものに限る。）において医学を履修する課程に三年以上在学している者その他知事が定める者に限る。）又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けている者（県外に所在する大学において医学を履修する課程に三年以上在学している者その他知事が定める者（県内に住所を有する者その他規則で定める者に限る。）に限る。）であって、将来県内の病院又は診療所の産婦人科又は産科において医師の業務に従事しようとするもの 産婦人科コース修学資金

2 前項の規定にかかわらず、知事は、長期支援コース修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、ふるさと医師支援コース修学資金を貸し付けることができない。

3 第一項の規定にかかわらず、知事は、ふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、長期支援コース修学資金を貸し付けることができない。

全部改正〔平成二一年条例一八号〕、一部改正〔平成二二年条例一三号・二六年一九号・二八年一九号〕

（貸付金額等）

第三条 修学資金の貸付金額は、次の表のとおりとする。

区分	貸付金額
長期支援コース修学資金	月額十五万円（私立の大学に在学している者にあつては、月額二十万円）
ふるさと医師支援コース修学資金	月額十五万円
産婦人科コース修学資金	月額五万円

2 修学資金は、無利子とする。

一部改正〔平成二一年条例一八号・二二年一三号・二六年一九号・二七年三一号・二八年

一九号]

(貸付期間等)

第四条 修学資金の貸付期間は、次条第二項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者に係る正規の修業期間を経過する日の属する月までの期間とし、毎月本人に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸付けの申請及び決定)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人二名を立て、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、選考の上、貸付けの可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

(貸付けの決定の取消し等)

第六条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、前条第二項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、知事は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

一 死亡したとき。

二 退学したとき。

三 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。

四 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

2 知事は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。

3 知事は、借受人が正当な理由がなく、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第七条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金を返還しなければならない。

一 貸付期間が満了したとき。

二 前条第一項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

三 次条第一項の規定により返還の債務の免除を受ける前に、死亡し、又は同項の規定による返還の債務の免除（同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。第九条第二号において同じ。）を受けることができないことが確定したとき。

一部改正〔平成二一年条例一八号・二六年一九号・二八年一九号〕

(返還の免除)

第八条 知事は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該借受人に係る修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算して長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付期間（当該期間のうち貸付けを受けなかった期間を除く。）の二分の三に相当する期間（以下「返還免除期間」という。）に四年を加えた期間を経過する日までに、返還免除期間に相当する期間、特定病院等（借受人ごとに知事が定める病院又は診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務（臨床研修（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に従事し、又は県内において臨床研修（臨床研修を受けた期間が二年に達した日以後の臨床研修を除く。以下同じ。）を受け、かつ、特定病院等において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったとき（休学その他の正当な事由があると知事が認めた場合を除く。以下同じ。）を除く。

二 産婦人科コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、

特定病院等の産婦人科若しくは産科において医師の業務に従事し、又は県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等の産婦人科若しくは産科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。

- 三 前各号に規定する医師の業務に従事する期間又は前各号に規定する臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 知事は、前項に規定する場合のほか、借受人が、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成二十一年条例一八号・二六年一九号・二八年一九号〕

(返還の猶予)

第九条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

一 第六条第一項の規定により修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。

二 前条第一項の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。

三 前条第一項第三号及び第二項に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

一部改正〔平成二十一年条例一八号・二六年一九号・二八年一九号〕

(延滞利子の徴収)

第十条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合をもって計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が百円未満の場合は、この限りでない。

- 2 知事は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(失効)

- 2 この条例は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

一部改正〔平成二二年条例一三号〕

(失効に伴う経過措置)

- 3 この条例の失効前に第五条第二項の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年三月六日条例第十八号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日条例第十三号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十五日条例第十九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定（第八条第一項第一号ただし書の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年三月二十日条例第三十一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年三月二十五日条例第十九号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

改正 平成二四年 三月三〇日規則第三八号 平成二六年 三月二五日規則第一四号

平成二八年 三月二五日規則第一二号

千葉県医師修学資金貸付条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第二条第一項第二号及び第三号の規則で定める者）

第二条 条例第二条第一項第二号及び第三号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学に入学するために住所の変更をした者であつて、当該変更をした日前の一年間県内に住所を有していたもの
- 二 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六章に規定する高等学校、同法第七章に規定する中等教育学校の後期課程、同法第八章に規定する特別支援学校の高等部、同法第九章に規定する大学、同法第十章に規定する高等専門学校又は同法第十一章に規定する専修学校の高等課程を卒業し、又は修了した者
- 三 二親等以内の親族が県内に住所を有している者
全部改正〔平成二六年規則一四号〕、一部改正〔平成二八年規則一二号〕

（申請手続）

第三条 条例第五条第一項の規定により修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次の各号（長期支援コース修学資金の貸付けにあつては第五号を、ふるさと医師支援コース修学資金の貸付けにあつては第二号を、産婦人科コース修学資金の貸付けにあつては同号及び第四号を除く。）に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 誓約書（別記第二号様式）
 - 二 推薦書（別記第三号様式）
 - 三 連帯保証人の印鑑証明書
 - 四 健康診断書
 - 五 在学証明書その他の申請者が大学に在学していることを証明する書類
 - 六 その他知事が必要と認める書類
- 2 ふるさと医師支援コース修学資金の貸付けの申請をしようとする者が前項の修学資金貸付申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。
- 一 県内に住所を有する者 住民票の写し
 - 二 県外に住所を有する者 住民票の写し、卒業証明書その他の申請者が前条各号のいずれかに該当する者であることを確認できる書類として知事が認めるもの
一部改正〔平成二六年規則一四号・二八年一二号〕

（連帯保証人）

第四条 条例第五条第一項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むもの（修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、当該未成年者の法人である法定代理人を含む。）とし、修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、そのうち一名を法定代理人としなければならない。

- 2 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があつたときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の連帯保証人変更届には、連帯保証人を変更する場合にあつては、変更後の連帯保証人の印

鑑証明書を添付しなければならない。

一部改正〔平成二四年規則三八号〕

(貸付決定取消事由等の届出)

第五条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 大学を退学するとき。 大学退学届（別記第五号様式）

二 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。 修学資金貸付辞退届（別記第六号様式）

三 大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき。 大学休学（停学）届（別記第七号様式）

四 大学に復学し、又は停学期間が満了したとき。 大学復学（停学期間満了）届（別記第八号様式）

五 臨床研修を開始し、修了し、休止し、又は再開したとき。 臨床研修開始等届（別記第九号様式）

六 医師の免許を取得した年の四月中に臨床研修を開始しないこととするとき、臨床研修を中断するとき、特定病院等を退職するとき、又は一月を超える期間特定病院等で医師の業務に従事しないこととするとき。 臨床研修中断等届（別記第十号様式）

2 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、連帯保証人と連署の上、借受人死亡届（別記第十一号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成二八年規則一二号〕

(医師業務従事開始届の提出)

第六条 借受人（特定病院等を退職した者又は臨床研修が修了した後特定病院等において医師の業務に従事しなかった者に限る。）は、特定病院等で医師の業務に従事しようとするときは、医師の業務に従事しようとする日の三月前までに、医師業務従事開始届（別記第十二号様式）を知事に提出しなければならない。

(返還届の提出)

第七条 条例第七条の規定により修学資金を返還しようとする者は、修学資金返還届（別記第十三号様式）を知事に提出しなければならない。

(返還免除の申請)

第八条 条例第八条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（別記第十四号様式）を知事に提出しなければならない。

(業務従事期間等の計算)

第九条 条例第八条第一項に規定する医師の業務に従事する期間及び臨床研修を受けた期間の計算は、月数による。

(返還猶予の申請)

第十条 条例第九条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第十五号様式）を知事に提出しなければならない。

(延滞利子の減免申請)

第十一条 条例第十条第二項の規定により延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書（別記第十六号様式）を知事に提出しなければならない。

(借用証書の提出)

第十二条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書（別記第十七号様式）を知事に提出しなければならない。

(現況報告書の提出)

第十三条 借受人は、修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年三月三十一日（次項において「現況報告基準日」という。）現在の現況報告書（別記第十八号様式）を当該年の四月三十日までに知事に提出しなければならない。

2 現況報告基準日以前一年内に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある者は、前項の現況報告書に医師業務従事期間証明書（別記第十九号様式）を添付しなければならない。

(氏名等変更届の提出)

第十四条 借受人は、氏名又は住所に変更があったときは、直ちに氏名（住所）変更届（別記第二十号様式）を知事に提出しなければならない。

(連帯保証人の署名)

第十五条 借受人は、第三条、第四条及び第十二条に規定する申請書、届出書及び借用証書を知事に提出するときは、連帯保証人と連署の上、提出しなければならない。

(報告)

第十六条 知事は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、借受人に対し、大学における修学の経過及び結果その他の必要な事項に関し報告を求めることができる。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三十日規則第三十八号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十六年三月二十五日規則第十四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十八年三月二十五日規則第十二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記

第一号様式

(第三条)

一部改正〔平成24年規則38号・26年14号・28年12号〕

第二号様式

(第三条第一号)

一部改正〔平成24年規則38号〕

第三号様式

(第三条第二号)

第四号様式

(第四条第二項)

一部改正〔平成24年規則38号〕

第五号様式

(第五条第一項第一号)

第六号様式

(第五条第一項第二号)

一部改正〔平成26年規則14号・28年12号〕

第七号様式

(第五条第一項第三号)

第八号様式

(第五条第一項第四号)

第九号様式

(第五条第一項第五号)

第十号様式

(第五条第一項第六号)

第十一号様式

(第五条第二項)

一部改正〔平成24年規則38号・26年14号・28年12号〕

第十二号様式

(第六条)

第十三号様式

(第七条)

一部改正〔平成26年規則14号・28年12号〕

第十四号様式

(第八条)

一部改正〔平成26年規則14号・28年12号〕

第十五号様式

(第十条)

一部改正〔平成26年規則14号・28年12号〕

第十六号様式

(第十一条)

一部改正〔平成26年規則14号・28年12号〕

第十七号様式

(第十二条)

一部改正〔平成24年規則38号・26年14号・28年12号〕

第十八号様式

(第十三条第一項)

第十九号様式

(第十三条第二項)

第二十号様式

(第十四条)